

# ひとりひとりを育む

早期からの切れ目のない教育相談・支援に向けて



このリーフレットは、地域で暮らす子供一人一人の教育的ニーズに応じた、切れ目のない支援を行うこと、本人や保護者、各学校、医療、保健、福祉等の関係機関が子供の『学びの場』をともに考えるための体制整備を促進することを目的に作成しています。

平成 30 年 3 月

沖縄県教育委員会

## すべての場で行われる特別支援教育

平成29年幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚園教育要領、特別支援学校（小学部・中学部）学習指導要領が改訂され、学びの連続性、社会に開かれた教育課程の充実等が求められています。

特に、共生社会を担う子供たち一人一人が、他者を認め、自分自身を認め、協働して主体的に社会を切り拓いていくために、各学級や学校間の「交流及び共同学習」を推進しています。

### 通常の学級における学習

通常の学級においては、集団での指導とともに、個々の子供の実態に応じた指導内容や指導方法を工夫しています。学級経営の充実や、見通しが持ちやすく、分かりやすいユニバーサルデザインの授業作りを進めています。

市町村によっては、支援員を配置しています。



### 特別支援学級における学習

学校教育法第81条

- 小集団の中で、障害の状態に応じて必要な学習ができる
- 学校行事や学年・学級活動、給食、清掃などは通常の学級の子供たちとの活動。
- 教科によっては通常の学級で学習
  - ※弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、知的、自閉・情緒障害、言語の学級があります。

### 通級による学習

学校教育法施行規則第140条

通級による指導とは、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場を受ける指導形態のことです。

- 子供の状態の改善・克服につながり、通常の学級における学習効果が期待されます。

- ・言語障害者
- ・自閉症者
- ・情緒障害者
- ・弱視者
- ・難聴者
- ・学習障害者
- ・注意欠陥多動性障害者

- ・その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行う必要のある者

- 自校通級と他校通級等

※県立沖縄ろう学校への通級もあります。



### 特別支援学校における学習

学校教育法第72条

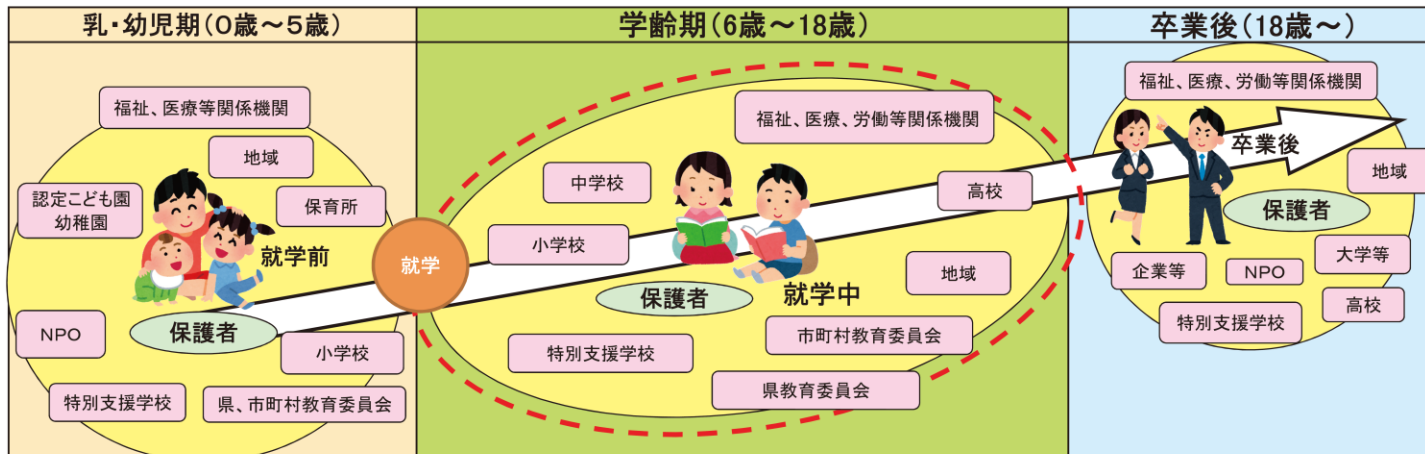
- 一人一人の障害の特性を踏まえた、個に応じた学習内容が設定されています。  
県内 21 校（うち、5 校が高等特別支援学校、特別支援学校分校 2 校）
- 幼稚部、小学部、中学部、高等部があり、発達段階に応じた学習内容に取り組み。（幼稚部設置校は 8 校）
- スクールバスや寄宿舎の設置されている学校もあります。

# 早期からの教育相談・支援



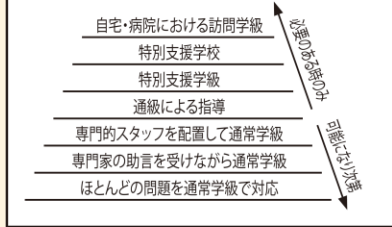
乳幼児期からの教育相談や就学相談は、子供一人一人の発達段階に応じた必要な支援を行うことができ、障害のある子供を支える家族に対する支援や子供一人一人の自立や社会参加に大きな効果があります。早期からの教育相談には、子供との関わり方を学ぶことによる良好な親子関係を形成するための支援、本人・保護者が教育的ニーズに応じた就学先を決定するための支援、就学期に特別支援教育に関する情報提供等を行うという重要な役割があります。

## 次世代を担う 子どもたちの教育 — 関係機関 — 就学期の切れ目のない支援のために



**【個別の教育支援計画とは】**  
乳幼児期から学校卒業後、一貫した指導・支援を図ることができるツールです。本人・保護者の理解を得た上で、その扱いに留意しながら、子供の成長の記録や指導内容等の情報を一元化して、必要に応じて関係機関が共有し、活用することが大切です。幼稚園、保育所、認定こども園等との小学校、特別支援学校との引き継ぎに活用しましょう。

**【就学先等の柔軟な見直し】**  
「学びの場」は、固定したものではなく、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、柔軟に就学先を変更することが適切と考えられる子供もいます。変化に継続的かつ適切に対応するため、教育相談や個別の教育支援計画を定期的に見直すことが必要です。



### 1 早期からの情報提供等による支援

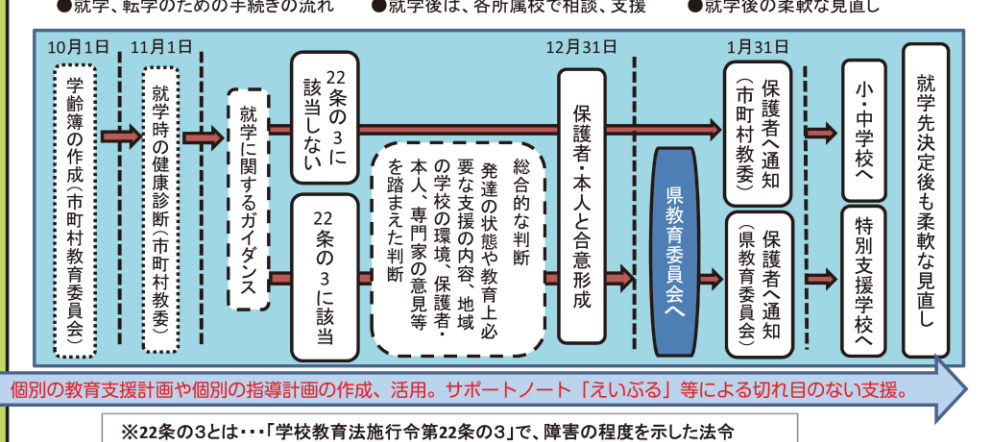
**【乳幼児期からの相談】**  
●発達や子育てについて気になることは、幼稚園・保育園・認定こども園や医療機関、保健所、発達支援センターなどに相談できます。

**【早期からの就学相談】**  
●市町村教育委員会に相談し、年長の9月頃までには市町村教育委員会と就学相談をします。

**【乳幼児健康診査(満1歳6ヶ月、満3歳)】**  
●言葉や運動機能の発達に加え、対人関係、コミュニケーションなどの社会性の発達を確認します。

**【就学相談の窓口・就学支援ガイドンス】**  
●入学(転学)、特別支援学級、通級についての相談窓口は、お住まいの市町村教育委員会の就学相談担当です。スケジュールの確認も重要です。また、皆さんのお住まいに近い特別支援学校の教育相談部でも、発達障害を含めた障害のあるお子さんや保護者の相談支援を行っています。

### 2 円滑な就学に向けた支援とフォローアップ【学校教育法施行令に示された就学システム】



- (就学支援・事務にかかる法令等)
- ・平成24年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会
  - ・平成25年9月 「学校教育法施行令の一部改正」
  - ・平成28年4月 「障害者差別解消法」

## 就学相談・教育相談の場

子供一人一人の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を目指すため、下記の機関で、随時保護者等からの就学相談や教育相談に応じています。

### 市町村教育委員会

地区	委員会名	電話	地区	委員会名	電話
国頭地区	1 国頭村教育委員会	0980-41-2255	那覇地区	22 浦添市教育委員会	098-876-1234
	2 大宜味村教育委員会	0980-44-3006		23 那覇市教育委員会	098-917-3506
	3 東村教育委員会	0980-43-2130		24 久米島町教育委員会	098-985-2287
	4 今帰仁村教育委員会	0980-56-2645		25 南大東村教育委員会	0980-22-2531
	5 本部町教育委員会	0980-47-2206		26 北大東村教育委員会	0980-23-4138
	6 名護市教育委員会	0980-53-1212		27 豊見城市教育委員会	098-850-0961
	7 宜野座村教育委員会	098-968-8522		28 糸満市教育委員会	098-840-8165
	8 金武町教育委員会	098-968-2991		29 八重瀬町教育委員会	098-998-7571
	9 伊江村教育委員会	0980-49-2334		30 南城市教育委員会	098-947-6017
	10 伊平屋村教育委員会	0980-46-2003		31 与那原町教育委員会	098-945-2361
	11 伊是名村教育委員会	0980-45-2318		32 南風原町教育委員会	098-889-6181
中頭地区	12 恩納村教育委員会	098-966-1209	33 渡嘉敷村教育委員会	098-987-2120	
	13 うるま市教育委員会	098-923-7120	34 座間味村教育委員会	098-987-2153	
	14 読谷村教育委員会	098-982-9230	35 粟国村教育委員会	098-988-2449	
	15 嘉手納町教育委員会	098-956-1111	36 渡名喜村教育委員会	098-989-2015	
	16 沖繩市教育委員会	098-939-7976	37 宮古島市教育委員会	0980-77-4944	
	17 北谷町教育委員会	098-982-7705	38 多良間村教育委員会	0980-79-2674	
	18 宜野湾市教育委員会	098-892-8289	39 石垣市教育委員会	0980-82-4701	
	19 北中城村教育委員会	098-935-3773	40 竹富町教育委員会	0980-87-6255	
	20 中城村教育委員会	098-895-3276	41 与那国町教育委員会	0980-87-2002	
	21 西原町教育委員会	098-945-3655			

○特別支援教育担当 ○教育相談担当 ○生徒指導担当  
○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー

### 県教育委員会及び各教育事務所

機関名	電話	担当
県教育庁県立学校教育課 特別支援教育室	098-866-2715	○視覚・聴覚 ○知的・情緒 ○肢体・病弱 ○特別支援学級等 ○県就学支援
国頭教育事務所	0980-52-2664	○特別支援教育担当 ○教育相談担当 ○生徒指導担当 ○専門チーム ○巡回アドバイザー
中頭教育事務所	098-939-0044	
那覇教育事務所	098-867-2710	
島尻教育事務所	098-998-4416	
宮古教育事務所	0980-72-3222	
八重山教育事務所	0980-82-3622	

### 沖縄県立総合教育センター

利用対象者	幼児から高校生までの子供と保護者、学校関係者等
相談の内容	学校教育や家庭教育棟に関する様々な不安や悩み 心配なこと(学習・生活・発達・対人関係等)
相談日、時間	月・水(9:30~11:30) 火・木・金(9:30~11:30、13:30~16:30)
相談方法	電話相談・来所相談(要予約)
申し込み 問い合わせ	〒904-2174 沖縄市与儀3丁目11番1号 特別支援教育班 Tell 098-933-7526 / FAX 098-933-7528

### 各特別支援学校

※乳幼児期からの相談、学校見学等の対応を行っています。

エリア	学校名	障害種	電話	所在地
北部地区	名護特別支援学校	視覚、聴覚、知的、肢体、病弱	0980-52-0505	名護市字茂佐760
	桜野特別支援学校	肢体、病弱	0980-52-3920	名護市字茂佐1787-1
中部地区	沖繩ろう学校	聴覚	098-932-5475	北中城村字屋原415
	美咲特別支援学校	知的	098-938-1037	沖繩市美里4-18-1
	美咲特別支援学校 はなきき分校	知的	098-989-0192	北中城村字屋原415
	泡瀬特別支援学校	肢体	098-932-7584	沖繩市字比屋根5-2-20
	森川特別支援学校	病弱	098-945-3008	西原町字森川151
	沖繩高等特別支援学校	知的	098-973-1661	うるま市字田場1243
	中部農林高等支援学校	知的	098-973-3578	うるま市字田場1570
	大平特別支援学校	知的	098-877-4941	浦添市大平1-27-1
那覇地区	鏡が丘特別支援学校	肢体、病弱	098-877-4940	浦添市当山3-2-7
	鏡が丘特別支援学校 浦添分校	肢体	098-879-5590	浦添市字経塚715
	那覇特別支援学校	肢体	098-834-0948	那覇市寄宮2-3-30
	陽明高等支援学校	知的	098-879-3062	浦添市大平488
南部地区	沖繩盲学校	視覚	098-889-5375	南風原町字兼城473
	島尻特別支援学校	知的、肢体	098-998-8240	八重瀬町字友寄160
	西崎特別支援学校	知的	098-994-6855	糸満市西崎町1-1-2
	南風原高等支援学校	知的	098-889-4618	南風原町字津嘉山1140
宮古地区	やえせ高等支援学校	知的	098-998-2401	八重瀬町友寄850
	宮古特別支援学校	視覚、聴覚、知的、肢体、病弱	0980-72-5117	宮古島市平良字狩俣4005-1
八重山地区	八重山特別支援学校	視覚、聴覚、知的、肢体、病弱	0980-86-7345	石垣市字宮良77